

聖籠町教育委員会訓令第二号

聖籠町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓

令

聖籠町教育委員会事務決裁規程（平成十四年教委訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「幼稚園長」を「こども園長（聖籠こども園の園長を含む。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。